

知事公邸のあり方に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 知事公邸の現在の状況を踏まえ、今後のあり方等について、外部の有識者から意見・提言を聴取するため、「知事公邸のあり方に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、知事公邸に関し、次に掲げる事項について検討し、意見・提言を行う。

- (1) 知事公邸のあり方等に関すること。
- (2) その他知事公邸のあり方等を議論するにあたり、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。
- 3 会議には、必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 会議には座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、会議を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(報償費等)

第5条 県は、会議の委員及び参考人に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

(その他)

第6条 会議の庶務は、総合企画部秘書課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。